

山口県報

平成21年
8月28日
(金曜日)

目次

救急病院の認定(地域医療推進室).....	一
平成二十一年産水稻の指定種子生産ほ場の指定(農業振興課).....	一
土地改良事業施行の認可(農村整備課).....	一
森林病害虫等防除法の規定に基づく命令の内容となる事項の公表(二件) (森林整備課).....	二
保安林指定施業要件の変更(森林整備課).....	三
県道路線の認定(道路整備課).....	三
道路の区域の変更(道路整備課).....	三
自動車専用道路の指定(道路整備課).....	四
公告.....	四
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....	四
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....	四
平成二十一年度砂利採取業務主任者試験の実施(新産業振興課).....	五
職業訓練指導員試験の実施(労働政策課).....	六
土地改良区役員届出(農村整備課).....	七
屋外広告物講習会の開催(都市計画課).....	七
選管告示.....	七
直接請求に必要な有権者の数.....	七

山口県告示第三百四十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十一年八月二十八日

名	称	所	在	地	認定が効力を有する期限
医療法人社団同仁会周南記念病院		下松市生野屋南一丁目一〇番一		号	平成二四、八、四

山口県知事 二井 関成

山口県告示第三百四十二号

主要農作物種子法(昭和二十七年法律第三百一十一号)第三条第一項の規定により、次の市町の区域内のほ場を平成二十一年産水稻の指定種子生産ほ場として指定した。その関係書類は、山口県農林水産部農業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月二十八日

市町名	面積(アール)	山口県知事	二井 関成
山口市	五二九		

山口県告示第三百四十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成二十一年八月二十八日

土地改良区の名称	施行地区	事業の種類	認可年月日
秋市佐々並土地改良区	佐々並地区	かんがい排水	平成二一、八、一〇

山口県知事 二井 関成

山口県告示第三百四十四号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定により、同法第三条第一項第一号の命令を行うので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、当該命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成二十一年八月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 区域及び期間

(一) 区域

下関市、山口市、萩市、長門市及び阿武郡阿東町の区域内に存する高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域

(二) 期間

平成二十一年九月十七日から平成二十二年三月二十三日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、当該樹木を伐倒して薬剤によりくん蒸するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

一 (一)の区域の松林において前年度に被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫の被害発生状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延し、一(一)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがある。

五 その他必要な事項

- (一) 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (二) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、当該措置を行ったときは、山口県森林病虫害等防除法施行細則（昭和二十五年山口県規則第七十五号）第二条に定めるところにより、森林病虫害等防除実施届を提出するものとし、当該届の提出があったときは、知事は、当該届を提出した者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (三) 知事は、三に掲げる措置を行うべき者が、一(二)に定める期間内に当該措置を行

わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

- (四) 知事は、(三)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

山口県告示第三百四十五号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第二項の規定により、特別伐倒駆除を命ずるので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、当該命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成二十一年八月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 区域及び期間

(一) 区域

光市及び萩市の区域内に存する高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域

(二) 期間

平成二十一年九月十七日から平成二十二年三月二十三日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して破砕するか、又は当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）を行うこと。

四 命令をしようとする理由

一 (一)の区域の松林において前年度に被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫の被害発生状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延し、一(一)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがある。

五 その他必要な事項

- (一) 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (二) 三に掲げる措置のうち破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合には、十五ミリメートル）以下となるよ

うに行うこと。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、当該措置を行ったときは、山口県森林病害虫等防除法施行細則(昭和二十五年山口県規則第七十五号)第二条に定めるところにより、森林病害虫等防除実施届を提出するものとし、当該届の提出があったときは、知事は、当該届を提出した者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 知事は、三に掲げる措置を行うべき者が、一の(二)に定める期間内に当該措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(五) 知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

山口県告示第三百四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十一年八月二十八日

山口県知事 二井 関成

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
保安林の指定をする件(平成九年農林水産省告示第六六一号)及び保安林の指定をする件(平成九年農林水産省告示第四十八号)に定めるところ(森林法第二十五条第一項に規定する重要流域に係るものを除く。)による。
- 二 変更に係る指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに宇部市経済部農林水産課、岩国市農林経済部林業振興課、光市経済部水産林業課、長門市経済振興部農林課、柳井市経済部農林水産課、美祢市建設経済部農林課、周南市産業観光部農林課及び山陽小野田市環境経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
保安林の指定をする件(平成九年農林水産省告示第十二百二十号)に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに宇部市経済部農林水産課、萩市農林水産部林政課、美祢市建設経済部農林課及び阿東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条の規定により、次のとおり県道の路線を認定する。

平成二十一年八月二十八日

山口県知事 二井 関成

路線名	終起点
南岩国尾津線	岩国市南岩国町二丁目 岩国市尾津町二丁目

山口県告示第三百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十八日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
路線名 美祢油谷線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
美祢市大領町奥分字麦川一九八四の 三地从先から 同市大領町奥分字浦ヶ瀬八八二の一 地先まで	最狭 一〇七・四 及び 四二・三	最狭 三〇・五	(メートル)	六三〇・二	
	最広 四二・三	最狭 一〇七・四 及び 四二・三			
				六三〇・二 及び 八四五・九	ダブルウェイ

山口県告示第三百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の二第二項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十八日

山口県知事 二井 関成

路線名	区 間	延 長 (メートル)	指定の期日
一般国道 四九〇号	美祢市美東町綾木字梅ヶ坪七七三の一地先から 同市美東町赤字中野一七八の一地先まで	一一、六七・四	平成二十一年八月 二十九日
	美祢市美東町綾木字宝神一一六九の二地先か ら	九五四・〇	
	同市美東町小野字田ノ口一九六六の三地先まで 美祢市美東町綾木字宝神一一六九の二地先か ら	一一、八六・〇	
	同市美東町小野字田ノ口一九六六の二地先か ら	九〇六・九	
	同市美東町真名字餅田三二六の一地先まで 美祢市美東町綾木字宝神一一六九の二地先か ら	一一、九二・八	



(二七四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十一年十月十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年八月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十一年八月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 消費者ネットやまぐち

代表者の氏名 長井美智子

主たる事務所の所在地 山口市中後河原二一〇番地

三 定款に記載された目的

消費者に対し、各種消費者被害の調査、情報提供、啓発活動、消費者相談等を行う
い、もって消費者の人権擁護及び社会教育の推進に寄与すること。

(二七五) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十一年八月二十八日から同年十二月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年八月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イエローハット山口店・ユニクロ山口店

所在地 山口市宮島町九九七の一

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名	称	住	所	代表者の氏名
株式会社イエローハット		東京都中央区日本橋馬喰町一丁目四番一		堀江 康生
		六号		
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住	所	代表者の氏名
株式会社イエローハット	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目四番一		堀江 康生
	六号		
- 四 株式会社マエダ商事

住所	代表者の氏名
山口市大内御堀二二〇八の八	前田 秀臣
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、七六八平方メートル	前田 秀臣
-------------	-------
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (一) 駐車場の収容台数

一四〇台	前田 秀臣
------	-------
 - (二) 駐輪場の収容台数

一九台	前田 秀臣
-----	-------
 - (三) 荷さばき施設の面積

七〇平方メートル	前田 秀臣
----------	-------
 - (四) 廃棄物等の保管施設の容量

二四立方メートル	前田 秀臣
----------	-------
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社イエローハット	午前一〇時	午後八時
株式会社マエダ商事	午前一〇時	午後八時
 - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後八時三十分まで	前田 秀臣
--------------------	-------
 - (三) 駐車場の自動車の出入口の数

一箇所	前田 秀臣
-----	-------
 - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで	前田 秀臣
--------------	-------
- 八 届出年月日

平成二十一年八月十一日

(二七六) 平成二十一年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

平成二十一年八月二十八日

山口県知事 二井 関成

- 一 試験の日時

平成二十一年十一月十三日(金曜日)	午前十時から正午まで
-------------------	------------
- 二 試験の場所

山口市滝町一番一号	山口県庁共用第四会議室
-----------	-------------
- 三 受験資格
 - 年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。
- 四 試験の科目
 - (一) 砂利の採取に関する法令
 - (二) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)
- 五 受験願書の受付期間

平成二十一年十月九日(金曜日)	から	同月三十日(金曜日)	まで
-----------------	----	------------	----

(郵送の場合は、十月三十日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 六 受験願書等の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一)	山口県商工労働部新産業振興課
-------------------------	----------------
- 七 提出書類
 - (一) 受験願書
 - (二) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。)
- 八 受験手数料

八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。	この収入証紙には、消印をしないこと。
---------------------------------	--------------------

九 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部新産業振興課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。
- 十 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部新産業振興課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書 部請求」と朱書し、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手をはったあて先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十二センチメートル以上)を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額
一部	百二十円
二部以上三部以下	百四十円
四部以上六部以下	二百円
七部以上十一部以下	二百四十円
十二部以上二十三部以下	三百九十円

- (二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部新産業振興課(電話〇八三一九三三―三二五五)にすること。

(二七七) 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)(第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。

平成二十一年八月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 試験を行う免許職種及び試験の方法

- (一) 免許職種

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)別表第十一に掲げる免許職種

(二) 試験科目

学科試験のうちの指導方法

二 試験の日時

平成二十一年十一月十六日(月曜日)午前十時から午前十一時三十分まで

三 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク

四 受験資格

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者であること。ただし、次に掲げる者は、受験できない。

(一) 法第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者

受験しようとする免許職種について法第三十条第五項の規定による実技試験の全部及び学科試験のうちの関連学科の免除を受けることができない者

五 受験申請書の受付期間

平成二十一年十月十六日(火曜日)から同月二十日(火曜日)まで(郵送の場合は、十月二十日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験申請書等の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)

七 提出書類

山口県商工労働部労働政策課

八 受験手数料

三千百円に相当する山口県収入証紙を受験申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

合格者の発表は、平成二十一年十一月二十七日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得

点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

(一) 試験を行う免許職種及び試験の方法

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)(第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。

一 試験を行う免許職種及び試験の方法

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)(第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。

二 試験の日時

平成二十一年十一月十六日(月曜日)午前十時から午前十一時三十分まで

三 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク

四 受験資格

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者であること。ただし、次に掲げる者は、受験できない。

(一) 法第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者

受験しようとする免許職種について法第三十条第五項の規定による実技試験の全部及び学科試験のうちの関連学科の免除を受けることができない者

五 受験申請書の受付期間

平成二十一年十月十六日(火曜日)から同月二十日(火曜日)まで(郵送の場合は、十月二十日までの消印のあるものは、有効とする。)

十 点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

(一) 受験案内、受験申請書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部労働政策課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「指導員試験申請書請求」と朱書し、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十一センチメートル以上のもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部労働政策課産業人材育成班(電話〇八三一九三三―三三三四)にすること。

(二七八) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十一年八月二十八日

山口県知事 二井 関成

就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
周東高森土地改良区	理事	田中 文夫	岩国市周東町西長野二四八
"	監事	藤岡 利康	" 周東町下久原一〇〇三の二

(二七九) 屋外広告物講習会の開催

山口県屋外広告物条例(昭和四十一年山口県条例第四十一号)第二十三条第一項の規定に基づき、屋外広告物講習会を次のとおり開催します。

平成二十一年八月二十八日

山口県知事 二井 関成

一 講習会の日時及び場所

日	時	場 所
平成二十一年十一月五日(木曜日)	午前九時五十分から 午後五時十五分まで	山口市滝町一番一号 山口県庁共用第三会議室

二 講習科目及び時間

科 目	時 間
屋外広告物に関する法令	二
屋外広告物の表示に関する事項	二
屋外広告物の施工に関する事項	二

三 受講の手続

講習を受けようとする者は、山口県屋外広告物条例施行規則(昭和四十二年山口県規則第五号)第十五条に規定する屋外広告物講習会受講申込書に屋外広告物講習会受講手数料三千四百五十円に相当する山口県収入証紙(この収入証紙には、消印をしないこと。)及び写真(縦五・五センチメートル、横四センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、氏名を記入すること。)をはって、その者の住所地を管轄する土木事務所の長を経由して知事に提出すること。

四 受講申込書の受付期間

平成二十一年九月十五日(火曜日)から同年十月十五日(木曜日)まで(郵送の場合、十月十五日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 その他

(一) 受験案内及び受講申込書の請求は、山口市滝町一番一号 山口県土木建築部都市計画課又は最寄りの土木事務所にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「屋外広告物講習会」と朱書し、八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(二) この講習会についての問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―三三二五)又は最寄りの土木事務所にすること。



山口県選挙管理委員会告示第八十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び

運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成二十一年八月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求 県の事務の執行に関する監査の請求 県議会の解散の請求	地方自治法第七十四条第一項 地方自治法第七十五条第一項 地方自治法第七十六条第一項	二四 三一九 二六九 三二四
副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求 知事の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項 地方自治法第八十一条第一項	二六九 三二四
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	大島郡選挙区 三九五 熊毛郡選挙区 三九二 下関市選挙区 七〇七 宇部市選挙区 四七九 山口市選挙区 五〇七 萩市選挙区 二九〇 防府市選挙区 三二五 下松市選挙区 一五二 岩国市選挙区 四二二 光市選挙区 二八二 柳井市選挙区 一〇七 美祢市選挙区 〇八七 周南市選挙区 一四八 山陽小野田市選挙区 八〇六 山陽田市選挙区 五二四

平成二十一年八月二十八日印刷
 平成二十一年八月二十八日発行

発行人所 山口県知事